

# 13

## 客室

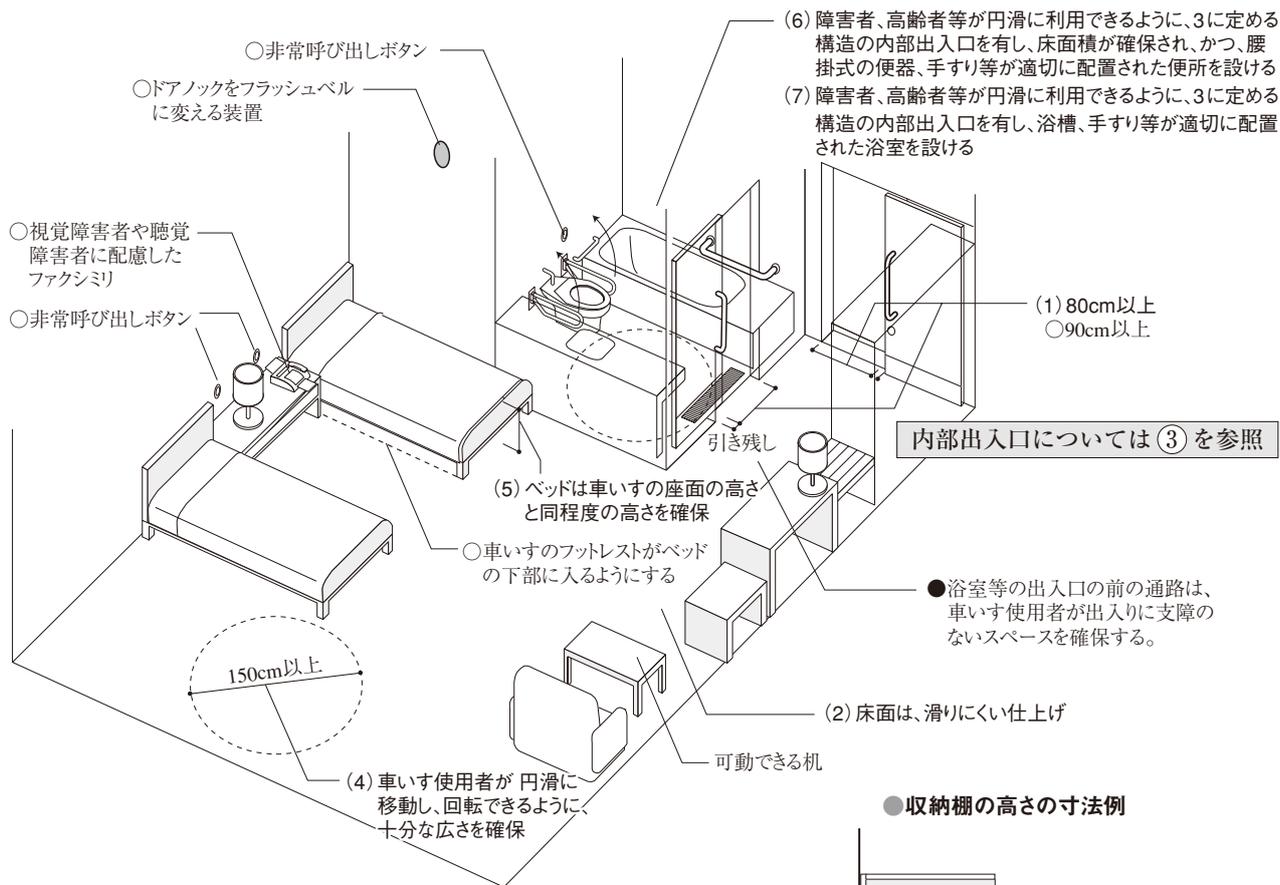
### 整備の基本的な考え方

- 利用者の休憩若しくは宿泊に供する客室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を一定数以上整備する。
- 高齢者、障害者等が利用する客室は、移動の困難を考慮して、避難上有効な廊下又は階段に接近して設ける。
- 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者の緊急時の対応として、視覚・音声伝達設備の設置や誘導職員の適正な配置を行う。
- 宿泊施設の職員は、高齢者や障害者への対応方法に関する知識の習得に努め、利用者に安心してくつろげる施設を提供する。

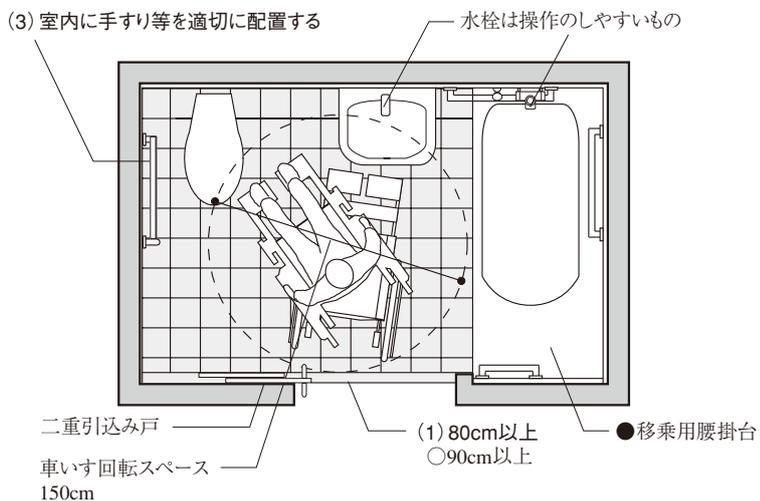
整備基準		解説	望ましい水準
別表第1の2及び7(用途面積が1,000㎡未満の施設を除く。)に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室数が100室以下のものにあつては1以上の、100室を超えるものにあつては客室数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の客室を設けること。		●「別表第1の2及び7(用途面積が1,000㎡未満の施設を除く。)に掲げる公共的施設: 社会福祉施設、用途面積1,000㎡以上の宿泊施設	○視覚障害者や聴覚障害者に配慮した構造の電話機、又はファクシミリ等を設置すること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュベル、非常点滅灯などの緊急通報装置を室内に設けること。 ○高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室は、次のとおり設けること。 200室以下→1/50以上。 200室超→(1/100+2)以上。
(1) 出入口の構造	出入口は、3に定める構造とすること。	●客室及び浴室等の出入口は、有効幅員80cm以上とする。 ●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。	○有効幅員は90cm以上とすること。 ○ドアノックをフラッシュベルに変える装置を設置すること。
(2) 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足をとられたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。	
(3) 手すりの設置	障害者、高齢者等が円滑に利用できるように、室内に手すり等を適切に配置すること。	●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。	
(4) 室内の広さ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。	●回転できる十分な広さは、客室内の通路若しくはベッド周辺とする。 ●浴室等の出入口前の通路は、車いす使用者が出入りに支障のないスペースを確保する。	
(5) ベッドの高さ	ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。	●「車いすの座面の高さと同程度の高さ」とは、40～45cm程度である。	○車いすのフットレストがベッドの下部に入るようにすること。

	整備基準	解説	望ましい水準
(6) 便所の構造	<p>障害者、高齢者等が円滑に利用できるように、3に定める構造の内部出入口を有し、床面積が確保され、かつ、腰掛式の便器、手すり等が適切に配置された便所を設けること。ただし別表第1の2に掲げる公共的施設において、客室の外部に8の(1)に定める構造の多機能トイレを設ける場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●8の項(1)に定める便所(多機能トイレ)ほどの床面積までは要求しないが、少なくとも車いすに乗ったまま進入し、利用できる構造とすること。</li> <li>●(7)の浴室との組み合わせにより、車いす使用者の回転できる広さを確保することが考えられる。</li> <li>●「別表第1の2に掲げる公共的施設」：社会福祉施設</li> </ul>	
(7) 浴室の構造	<p>障害者、高齢者等が円滑に利用できるように、3に定める構造の内部出入口を有し、浴槽、手すり等が適切に配置された浴室を設けること。ただし、別表第1の2に掲げる公共的施設において、客室の外部に11に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす使用者が浴槽に移動しやすいよう移乗用腰掛台等を設けるなどの配慮をする必要がある。</li> <li>●シャワー及び水栓は、座ったままで利用できるようにし、水栓はレバー式等操作のしやすいものとする。</li> <li>●「別表第1の2に掲げる公共的施設」：社会福祉施設</li> </ul>	<p>○給湯設備は、温水の温度を容易に変えることができるものとする。</p>

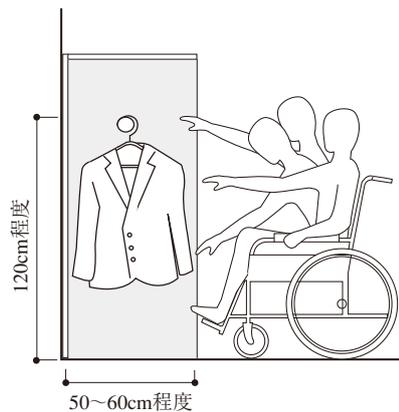
□客室及び寝室の整備例



●バスルームの設計例



●収納棚の高さの寸法例



●ベッドまわりの寸法例

